

キラキラひろば会則

(組織)

第1条 当会は、ボランティア有志で構成する。

(目的)

第2条 キラキラひろばは、子どもたちが、自ら学ぶ力を育て、また、生涯にわたって学び、生き抜く力と社会のために活動する心を育てるために、人と人、人と本が寄り添える場、地域ふれあいの場として活動していくことを目的とする。

(活動)

第3条

- 1、上板町内公共施設を利用（主に上板町南老人集会所）
- 2、キラキラひろばだより作成
- 3、読み聞かせ等、この会の目的遂行に必要な行事の実施

(役員)

第4条 この会には、次の役員を置く。

代表	1名
総務	1名
会計	1名

(任期) 役員任期は、1年とする。ただし、再任を防げない。

付記 この会則は、平成14年7月1日から施行する。
この会則は、平成29年1月15日から施行する。